

事業歴 3 年未満の方

／ 創業者のみなさまの成長をバックアップ ／

創業者カードローン

当座貸越根保証



商工会議所・商工会

まずは、商工会議所・商工会
会にご相談ください！



信用保証協会



創業者



金融機関

☆事業歴が 3 年未満の個人・法人が対象！

既に当協会のご利用がある方、または、同時に創業保証等、
他の保証制度のお申込を検討されている方、ぜひご相談ください！

☆保証限度額 100万円～300万円

☆保証料率 年0.29%～1.52%（全料率区分年0.1%割引）

* 経営者保証を不要とする場合、利用者の保証料負担が最大0.45%上乗せされます。

創業から日が浅い中小企業・小規模事業者の経営に必要な資金を、商工会議所・商工会と岐阜県信用保証協会が連携のうえカード・通帳等を用いて反復継続的かつ安定的に供給し、円滑な資金調達を支援する保証制度です。

●ご利用いただける方

岐阜県内に事務所または営業所を有し事業を行っている方で、次のすべての要件に該当する方

(1) 業歴については、次の何れかに該当すること

ア 新規申込においては、創業から3年未満である

イ 更新においては、創業から5年未満である

(2) 協会の保証利用については、次の何れかに該当すること

ア 協会の保証利用がある

イ 本保証と同時に、他の保証を申込している

(3) 創業したことが確認できる資料（開業届等）を提出できること

制度の概要

保証限度額	100万円以上300万円まで（100万円単位）
資金使途	事業に必要な運転資金又は設備資金
保証期間	1年間 ※創業から事業歴5年以内の方は更新可能
保証料率	年0.29%～1.52% （リスク考慮型責任共有保証料率（特殊保証）より一律年0.1%割引） * 経営者保証を不要とする場合、利用者の保証料負担が最大0.45%上乗せされます。
貸付利率	金融機関所定利率
担保	不要
連帯保証人	原則として、法人代表者以外は不要
添付書類 （必須）	(1) 創業者カードローン当座貸越根保証報告書 (2) 創業したことが確認できる資料 法人の場合 登記事項証明書（写） 個人の場合 税務署に提出した開業届（写）

（令和7年1月31日時点）

このパンフレットは一切の信用保証・融資をお約束するものではありません。

金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。



岐阜県信用保証協会

お問い合わせ先は、
右記を読み取ってご確認ください。

